

国民健康保険のお知らせ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証の年次更新および新規交付申請

70歳未満の人

申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、入院時の医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

入院の際にはお忘れなく

	入院時食事標準負担額	世帯単位（入院および外来含む）
上位所得者	260円	自己負担限度額 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額 83,400円
一般	260円	自己負担限度額 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額 44,400円
住民税非課税世帯	210円 (入院が90日を超えると160円)	自己負担限度額 35,400円 4回目以降の自己負担限度額 24,600円

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯です。

70歳以上(前期高齢者)の人

低所得の人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いは、低所得の自己負担額までとなります。一定以上所得者と一般の人は、既に交付済みの高齢受給者証により、もともと自己負担限度額までの負担になっていますので、申請の必要はありません。

	入院時食事標準負担額	世帯単位（入院および外来含む）
一定以上所得者	260円	自己負担限度額 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし年間4回目以降の自己負担限度額 44,400円
一般	260円	自己負担限度額 44,400円
低所得者	II (入院が90日を超えると160円)	自己負担限度額 24,600円
	I	自己負担限度額 15,000円

- ※低所得者IIは、I以外の住民税非課税世帯の人
- ※低所得者Iは、世帯全員が住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の人
- 現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(金)です。認定証の更新が必要な人は、下記のものをお持ちのうえ、7月下旬に健康課または各支所市民サービス課までお越しください。
- ・認定証(交付されている人)・国民健康保険証・国保高齢受給者証(交付されている人)・印鑑(認印)

▶ 問い合わせ 健康課 73-3014

国民健康保険税の納税通知書を送付します

世帯主に課税されます

国保税は、毎年7月に決定し、国保に加入している人の世帯主(納税義務者)に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保の加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。また、年度途中で、国保資格取得、喪失になる人については、そのつど更正決定通知書をお送りします。

1年間(4月～翌年3月)の保険税は

国保税は、医療分と後期高齢者支援分と介護分(40歳～64歳までの人)を合わせた額です。

平成21年度の国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳～64歳)
所得割	課税標準額() × 税率 5.5%	課税標準額() × 税率 1.5%	課税標準額() × 税率 1.15%
資産割	固定資産税額 × 税率 28.0%	固定資産税額 × 税率 7.0%	固定資産税額 × 税率 5.0%
均等割	被保険者1人につき 22,000円	被保険者1人につき 5,000円	被保険者1人につき 6,800円
平等割	特定世帯() 以外の世帯 22,000円	特定世帯() 以外の世帯 6,000円	1世帯につき 4,000円
	特定世帯() 11,000円	特定世帯() 3,000円	
課税限度額	470,000円	120,000円	100,000円

課税標準額は、前年の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です。特定世帯とは、同一世帯の人が、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を喪失し、国保加入者が1人になった世帯のことです。

国保税の納め方

普通徴収と特別徴収の2種類に分かれています。

特別徴収対象者... 国保の加入者が65歳から74歳までの人だけの世帯は、世帯主の人の年金から天引きによる納付

- ・特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上の人
- ・介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない人

普通徴収対象者... 特別徴収対象者以外の人

納付書で市役所および支所・金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。安全で便利な口座振替をお勧めします。

口座振替日は納付月の末日(12月は25日)です。納期は、7月から翌年2月までの年8回です。

国保税の軽減制度があります

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。

▶ 問い合わせ 税務課 73-3006

問い合わせ

健康課または各支所市民サービス課
73-3006

75歳以上の人が会社の健康保険などから「後期高齢者医療制度」に移行し、その被扶養者が国保に加入する場合



- 申請により、2年間軽減が受けられます。
- ・65歳以上で新たに国保に加入し、国保税を納めることになった人 → 均等割額が半額になり、所得割額・資産割額がかかりません
 - ・さらに、国保の加入者が1人の場合 → 平等割額が半額になります

もともと国保の加入者で、75歳以上の人が「後期高齢者医療制度」に移行し、75歳未満の人が国保に加入の場合



- 5年間軽減が受けられます。
- ・所得が低く国保税の軽減を受けている世帯 → 世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます
 - ・さらに、国保の加入者が1人の場合 → 平等割額が半額になります

後期高齢者医療制度
加入に伴う国民健康
保険税の軽減